

令和6年2月21日

▼タイトル

令和6年3月高島市議会定例会（第1日目）の結果

▼内容

提出議案数	・ 人事案件	1 件	
	・ 議決案件	3 件	
	・ 条例案件	19 件（うち議員提案1件）	
	・ 予算案件	7 件	
	・ 請願	1 件	
	・ 決議	1 件	計32件

本日の議決状況

□人事案件

- ・ 同意第2号（公平委員会委員の選任同意）は、同意することに決定しました。

□議決案件

- ・ 議第3号は、可決しました。

□条例案件

- ・ 発議第2号（高島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案）は、原案のとおり可決しました。※別紙

□決議

- ・ 決議第2号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。※別紙

議案の委員会への付託状況

□議決案件

- ・ 議第4号および議第5号の2件は、産業建設常任委員会に付託しました。

□条例案件

- ・ 議第6号から議第8号までの3件は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第9号から議第17号までの9件は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第18号から議第23号までの6件は、産業建設常任委員会に付託しました。

□予算案件

- ・ 議第24号から議第30号までの7件は、予算常任委員会に付託しました。

請願の取り扱い

次の請願 1 件は、産業建設常任委員会に付託しました。

- ・ 請願第 1 号 いちご農園補助金問題の解明と、市民に対し市長の謝罪と説明責任を果たすよう、議会として求める請願書

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740(25)8140
- ファックス： 0740(25)8146

高島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年高島市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「属する月」を「属する月の前月」に改める。

第4条中「各月1日（以下「基準日」という。）」を「各月1日（ただし、一般選挙後の最初の月については会派の所属議員の数が確定した日（以下「基準日」という。））」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和7年2月分における政務活動費の交付月額の特例）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の高島市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により政務活動費の交付の対象となっている議員については、第4条および第4条の2の規定にかかわらず、令和7年2月分の当該政務活動費の交付は、月額4万円とする。この場合において、月額4万円のうち、令和7年2月12日までの分として交付を受けた月額2万円に係る収支報告書については、第7条第3項または第4項の規定による期日までに提出しなければならない。

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されており、令和4年10月18日付けで市議会が行なった刑事告発についても不起訴（起訴猶予）とはなったものの、これは市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたものである。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

そのほかにも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからもこれらを含めて度重なる不祥事を引き起こし、その度に多岐にわたる報道により、議会に対する信頼の失墜をくり返し引き起こしている。こうしたことは起訴不起訴に関わらず大きな問題である。

このような経緯から、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年2月21日

高島市議会